

中国ビジネス Q&A 企業情報の公示に関する最近の動向

どのような企業情報をどのような方法により公示するかというのは、公示する当該企業にとっても重要であるばかりでなく、取引の相手方としても重要である。2014年3月31日の改正会社法施行に関連して、企業情報の公示についても新たな進展がはかられた。ではどのように変わったのだろうか。

Q 会社法改正に伴い、企業情報を公示する方法はどのように変わったのでしょうか。中国での企業活動においてどのような影響があるのでしょうか。

A 1「企業情報公示暫定条例」公布と国家工商行政管理総局の規定制定

國務院は、2014年8月7日、「企業情報公示暫定条例」（企業情報公示暫行条例）（以下「公示条例」という）を公布し、10月1日から施行しました。この「公示条例」は、「企業信用情報公示システム」（企業信用情報公示系統）（<http://gsxt.saic.gov.cn/>）による企業情報の公示について定めたものです。

同時に、国家工商行政管理総局は、下記の一連の規定を制定しました。

- ・「企業公示情報採取検査暫定辦法」（企業公示信息抽查暫行辦法）（以下「採取検査辦法」という）
- ・「企業經營異常リスト管理暫定辦法」（企業經營異常名錄管理暫行辦法）（以下「異常リスト辦法」という）
- ・「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」（工商行政管理行政処罰信息公示暫行規定）（以下「公示処罰規定」という）

2「企業情報公示暫定条例」の内容

(1) 工商行政管理部門による企業情報の公示

工商行政管理部門は、企業信用情報公示システムを通じて、下記の情報を当該事象発生日から20業務日以内に公示しなければなりません（公示条例6条）。

- ・登録登記・届出情報
- ・動産抵当の登記情報
- ・持分質権設定の登記情報
- ・行政処罰情報
- ・法に基づき公示しなければならないその他の情報

(2) その他の行政機関による企業情報の公示

工商行政管理部門以外の政府部門は、職責の履行過程において発生した下記の情報を公示しなければなりません（公示条例7条）。

- ・行政許可の付与・変更・継続情報
- ・行政処罰情報
- ・法に基づき公示しなければならないその他の情報

(3) 企業による企業情報の公示

① 年度報告

企業は毎年6月30日までに、企業信用情報公示システムを通じて工商行政管理部門に前年度の年度報告書を送付し、社

会に公示しなければなりません（公示条例8条）。

年度報告の内容は以下のとおりです（公示条例9条1項・2項）。

必ず公示しなければならない情報	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の連絡住所、郵便番号、連絡電話、電子メールアドレス等の情報 ・企業の開業、廃業、清算等の継続状態の情報 ・企業による企業の投資設立、持分購入の情報 ・企業が有限会社又は株式有限会社である場合、その株主又は発起人が引受け及び払込みをした出資額、出資時期、出資方式等の情報 ・有限会社の株主持分譲渡等の持分変更情報 ・企業ウェブサイト及びオンライン経営に従事するインターネットショップの名称、インターネットアドレス等の情報
企業が公示するかどうかを任意に選択できる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外提供している保証・担保、所有者権益の合計、営業総収入、主要業務の収入、利潤総額、純利益、納税総額等の情報

② 適時開示

企業は、以下の情報について、事象発生日から20業務日以内に企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければなりません（公示条例10条）。

- ・有限会社の株主又は株式会社の発起人が引受け及び払込みをした出資額、出資時期、出資方式等の情報
- ・有限会社の株主持分譲渡等の持分変更情報
- ・行政許可の取得、変更、更新情報
- ・知的財産権の質権設定の登記情報
- ・行政処罰を受けた情報
- ・その他の法に基づき公示しなければならない情報

③ 公示懈怠に対する制裁

企業が、以下の公示義務を怠った場合、経営異常リストに組入れられ、公示されます（公示条例17条1項）。

- ・企業が公示条例の規定する期限（6月30日）までに年度報告を公示しなかった場合
- ・適時開示につき、工商行政管理部門の催告を受けた期限内に関連企業情報を公示しなかった場合
- ・企業の公示情報が真実の状況を欺瞞・粉飾した場合
経営異常リストに組入れられてからは正されることなく3年間が経過した場合には、重大違法企業リストに組入れられ、公示されます（公示条例17条2項）。

3「企業公示情報採取検査暫定辦法」の内容

(1) 採取検査の定義等

採取検査とは、工商行政管理部門が無作為に一定比率の企業を抽出し、その企業信用情報公示システムを通じた情報公示の状況に対して検査を行う活動のことです（採取検査辦法2条）。

土佐堀法律事務所弁護士・関西大学法科大学院教授
村上幸隆

抜取検査に際しては、工商行政管理部門が、企業の登録番号等に基づき管轄区域内の3%を下回らない企業を不作為に抽出し、検査リストを作成します(抜取検査辦法4条)。

(2) 抜取検査の実施

工商行政管理部門は、確定した検査リストに基づきその企業に対する検査を行います(抜取検査辦法6条1項)。企業が情報の公示に当たり真実の状況を隠匿・粉飾した可能性があることを発見又は通報に基づき発見した場合も、企業に対し検査を行うことができます(抜取検査辦法6条2項)。

(3) 抜取検査の結果

抜取検査の結果、規定に適合しない状況が企業に存在することが発見されなかった場合、検査終了日から20業務日以内に検査結果が当該企業の公示情報内に記録されます(抜取検査辦法11条)。

抜取検査中に、企業が「公示条例」に規定する期限どおりに年度報告書を公示しておらず、又は工商行政管理部門が命じた期限どおりに企業に関する情報を公示せず、又は情報の公示に真実の状況の隠匿・粉飾、虚偽が発見された場合、「異常リスト辦法」の規定に従って処理します(抜取検査辦法12条)。

4「企業経営異常リスト管理暫定辦法」の内容

(1) リストへの組入れ

経営異常リストに組入れられる場合及び組入れ決定時期は以下のとおりです(異常リスト辦法4条・6条~9条)。

組入事由	決定時期
① 「公示条例」8条の規定期限内に年度報告書を公示しない場合(異常リスト辦法4条1号・6条)	その年の年度報告書の公示終了日から10業務日以内
② 工商行政管理部門が「公示条例」10条の規定に基づき命じる期限内に企業関連情報を公示しない場合(異常リスト辦法4条2号・7条)	工商行政管理部門から10日以内に公示義務を履行するよう命じられ、企業が命じられた期限内を過ぎてても情報を公示しない場合、命じた期限の満了日から10業務日以内
③ 企業情報の公表に当たり真実の状況を隠蔽・粉飾した場合(異常リスト辦法4条3号・8条)	当該事実の確認がなされた日から10業務日以内
④ 登記された住所又は事業所を通じて連絡をとることができない場合(異常リスト辦法4条3号・9条)	当該事実の確認がなされた日から10業務日以内

(2) リスト組入れに対する不服申立方法

企業は、経営異常リストへの組入れに異議がある場合、公示日から30日以内に決定した工商行政管理部門に書面申請で関連証明資料を提供することができ、工商行政管理部門は5業務日以内に受理するか否かを決定しなければなりません。(異常リスト辦法16条)。

経営異常リストへの組入れ、削除の決定に対しては、行政不

服審査又は行政訴訟の提起ができます(異常リスト辦法17条)。

(3) リストの公示

工商行政管理部門は、経営異常リストに組入れた情報を組入れられた企業の公示情報内に記録し、企業信用情報公示システムを通じて公示しなければなりません(異常リスト辦法5条)。

(4) リストからの削除

経営異常リストに組入れられた企業は、組入日から3年以内に「公示条例」の規定に従って公示義務を履行した場合、組入れを決定した工商行政管理部門に対し、経営異常リストからの削除を申請することができます(異常リスト辦法10条)。

(5) 重大違法企業リストへの組入れ

工商行政管理部門は、企業が経営異常リストに組入れられて3年満了前の60日以内に、企業信用情報公示システムを通じて公告方式で、関連義務を履行するよう催告しなければなりません。3年を満了しても公示義務を履行しない場合、それを重大違法企業リストに組入れ、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければなりません(異常リスト辦法15条)。

5「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」の内容

工商行政管理部門が行政処罰の決定を下した関連情報を社会に公示しなければなりません(公示処罰規定2条)。

「行政処罰情報の摘要」には、行政処罰決定書の文書番号、行政処罰当事者の基本情況、違法行為類型、行政処罰の内容、行政処罰を決定した行政機関の名称及び日付が含まれます(公示処罰規定4条)。これらの情報は、企業信用情報公示システムを通じて5年間公示されることとなります(公示処罰規定9条14条)。

6 実務上の留意点

- (1) 公示条例により、今後は、公示システムを利用して、取引相手となる企業等の情報を取得する場面が多くなるものと考えられます。
- (2) 各企業は、公示条例に基づき、不備のない情報の公示が可能となるよう準備する必要があります。毎年必ず行わなければならない年度報告と事象が発生したときの適時開示を忘れることがないように注意することが必要です。
- (3) 経営異常リスト、重大違法企業リストに組入れられないよう注意する必要があります。

特に、工商行政管理部門が、郵送専用書簡で15日以上30日以下の期間をおいて2回郵送し、誰も受領しなかった場合には、連絡がつかないものとみなされ、経営異常リストへ組入れられる(異常リスト辦法9条2項)ので注意が必要です。

- (4) 公示条例により、企業に対する全ての行政処罰が何らかの形で公開されることとなります。商業賄賂行為を理由として処罰を受けた場合、「企業信用情報公示システム」において、公開されることに注意する必要があります。